

米海軍MH60ヘリコプター墜落事故に関する意見書

去る1月25日午後4時24分ごろ、米海軍第7艦隊の旗艦ブルーリッジ所属のMH60多用途ヘリコプターが沖縄本島東沖の公海上に墜落する事故が発生した。

このような事故は、人命、財産にかかわる重大な事故につながりかねず、日常的に米軍基地と隣り合わせの生活を余儀なくされている県民に大きな不安を与えるものであり、極めて遺憾である。

直近の5年間においては、うるま市沖でのH60ヘリによる米軍艦船への着艦失敗事故、本島東沖でのAV8ハリアー攻撃機墜落事故、名護市安部海岸へのMV22オスプレイの墜落事故、本島南方海上へのF15戦闘攻撃機墜落事故及び南北大東島南西沖でのFA18戦闘攻撃機墜落事故など頻繁に事故を繰り返しており、米軍の安全管理体制に県民の不安や不信感は増幅するばかりである。

また、29日には伊江島補助飛行場においても、パラシュート降下訓練中に投下された物資が、提供区域外の民間地の畠に落下する事故が発生している。

本県議会は、これまで米軍による事故等に対しては、その都度、米軍や関係機関に対し事故原因の究明や再発防止策等を徹底するよう強く要請してきたところである。それにもかかわらず、このような事故が立て続けに発生したことは、まことに遺憾であり、断じて容認できるものではない。

本県には陸上以外にも20の訓練空域と27の訓練水域が存在しており、当該区域においては、沖縄の米軍基地に所属していない軍用機も訓練しており、幾度となく墜落事故が発生するなど、県民は陸でも海でも危険にさらされている。

よって、本県議会は、県民の生命・財産を守る立場から、今回の事故に対し厳重に抗議するとともに、下記の事項が速やかに実現されるよう強く要請する。

記

- 1 事故原因を徹底的に究明し、その結果を速やかに県民に明らかにすること。
- 2 安全対策及び再発防止策が講じられるまでの間、県内における同型機の飛行訓練を中止すること。
- 3 訓練空域・水域のあり方について、根本的な見直しを図ること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和2年2月13日

沖縄県議会

内閣総理大臣
外務大臣
防衛大臣
沖縄及び北方対策担当大臣

宛て